

長期収載品にかかる選定療養費

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

[選定療養費の対象となる場合]

- ・院内処方（入院患者は除く）
- ・院外処方

[選定療法費の対象となる医薬品（長期収載品）について]

- ・後発医薬品が上市されてから5年経過した先発医薬品（※）
- ・後発医薬品への置換率が50%以上の先発医薬品（※）
- ・注射剤も対象となります。
(※) …準先発医薬品も含む

[選定療養費の対象から除外されるケース]

- ・入院患者さんへの処方
- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・在庫状況等により先発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ薬品

[自己負担額について]

- ・長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品の最高価格帯の差額の4分の1
例）先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円

※選定療養費は、保険給付でないため、消費税が上乗せされます。

※国や地方単独の公費負担医療制度をご利用の場合も、選定療養負担の対象となります。